

随意契約（相手方指定）調書

件名	失語症者コミュニケーション支援事業業務委託	No.5200310
工（納）期	令和8年3月31日	
契約締結日	令和7年4月1日	
契約金額	2, 275, 900円（消費税込み）	

契約相手方	社会福祉法人荒川区社会福祉協議会 (法人番号：1011505000656)
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。
備考	複合（単価・総価）契約

業者選定理由書

件 名	失語症者コミュニケーション支援事業業務委託
指名業者 (案)	名 称 社会福祉法人荒川区社会福祉協議会 所在地 東京都荒川区南千住１－１３－２０ 代表者 笠島 伸介
特命理由	本件は、失語症者にコミュニケーション支援者を派遣し、失語症者又は失語症関連団体の活動に対し、意思疎通の支援を行うことにより、失語症者の自立と社会参加の促進に資することを目的とし、その事務の一部を委託するものである。 主管課からは、契約締結請求にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得たうえで、上記法人を契約の相手方としたい旨の依頼があった。 経理課として検討したところ、 ① 上記法人は、既に障がい福祉分野において、同行援護サービスや移動支援事業の実施、区の手話通訳者派遣事業の受託実績があることから、利用者と支援者の調整を図るための豊富なノウハウが活用できる。 ② また、上記法人の指定管理施設である荒川区障害者福祉会館が窓口となることで、利用者一人ひとりに応じた高い接遇スキルの発揮や、団体活動の場を円滑に提供することが可能となる。加えて、失語症者が参加する団体「こだまの会」が荒川区障害者福祉会館を活動拠点としていることから団体利用の利便性が向上するとともに、今後、新たな団体の結成・活動への波及効果も期待される。 ③ 主管課において令和６年度の履行状況の評価を行っているが、利用者に応じた高い接遇スキルの発揮するために人員配置を工夫し、本事業に関する知識の習得に努める等、履行状況は良好であるため、今後も着実な履行が期待できる。 以上のことから、上記法人を相手方に指定した随意契約を締結する。
その他 特記事項	○根拠規定：地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号 (性質又は目的が競争入札に適さないもの)